平成２４年（フ）第１８８１号
横浜市中区弥生町５丁目48番地４　クリオ大通り公園壱番館202号室
債務者　藤原　雅彦
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９１３号
横浜市南区六ツ川１丁目50番地16　プレミール弘明寺201
債務者　長岡　佳子（旧姓芦田）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９８６号
横浜市磯子区磯子５丁目７番１―308号
債務者　菅原奈々江
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３６号
横浜市神奈川区六角橋２丁目14番19号　城荘101号
債務者　久島　清孝
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０４２号
横浜市金沢区六浦４丁目10番25号
債務者　金子　　努
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０６８号
神奈川県綾瀬市寺尾南２丁目15番３号
債務者　三ケ島朋美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０７１号
神奈川県海老名市国分南２丁目18番９号　第２飯田ハイツ102号室
債務者　田中　　智
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０７５号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番17―202号
債務者　荻久保義功
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０７７号
横浜市泉区和泉町490番地７　フレグランスアカシヤＡ―103
債務者　橋井菜穂子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３１号
横浜市戸塚区平戸３丁目58番25―202号
債務者　井藤　満広
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７８号
横浜市磯子区滝頭２丁目10番５号　滝頭ハイツ201号
債務者　竹本　舞美（旧姓森泉）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第９３８号
札幌市豊平区平岸３条４丁目７番15号
破産者　株式会社杉森建具製作所
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４５号
埼玉県所沢市大字上安松425番地の７
破産者　エスケイ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５６５０号
東京都東村山市恩多町１丁目41－９－Ａ－102
破産者　上松　正志
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５３５号
大阪市天王寺区寺田町１丁目７番７号
破産者　株式会社フェイセス月華殿
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８号
岡山市中区㺭152番地１
破産者　エーツウプラン株式会社
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
山形県西村山郡河北町谷地己52番地
破産者　株式会社メガネ橋衣料店
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
山形市大字漆山字月山堂3423番地１
破産者　丸本建設株式会社
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部